

令和5年度 第1回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会
会議録（公開）

開催日 令和5年6月27日（火）午後1時58分～午後2時38分
開催場所 八王子市役所議会棟4階 全員協議会室

出席者氏名

【委員】

鈴木聡、大塚和樹、太田敏弘、高野久美子、渡辺隆人、牛尾浩、後藤貴弓、
石渡ひかる、小泉祐三、内藤佳代子、徳丸幸夫、守屋和広

【事務局】

今川学校教育部長、西山指導担当部長、大日向教育指導課長、鴨狩統括指導主事、
狩野統括指導主事、山崎指導主事、藤原指導主事、横倉指導主事、
安藤教育指導課主査、金子教育指導課主査、長谷川教育指導課主事

欠席者氏名

【委員】

内藤裕子、岩垂喜貴

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 委員長、副委員長選出
- 7 委員長、副委員長挨拶
- 8 説明・報告事項
 - (1) 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会について
 - (2) 八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針について
 - (3) 八王子市教育委員会いじめ総合対策について
 - (4) いじめ防止対策推進法第28条における調査について
- 9 閉会

公開・非公開

公開。ただし、8 説明・報告（4）は非公開。

傍聴人数

0人

大日向教育指導課長
(事務連絡)

今川学校教育部長

では、定刻前ですけれども、全員揃っていらっしゃいますので始めさせていただきます。これより、令和5年度第1回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催致します。本日2名の委員より欠席される旨の連絡をいただいております。出席委員は12名でございますので、委員会は有効に成立をしております。

本日は大変ご多用のところご出席いただきましてありがとうございます。私は学校教育部長の今川邦洋でございます。どうぞよろしくお願い致します。

初回の会議でございますので、委員長が決定するまでの間私が進行をさせていただきます。では初めに教育長より委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。委嘱の期間は令和7年4月30日までとなりますのでどうぞよろしくお願いいたします。では、教育長お願いいたします。委員の皆様そのままでお待ちください。

安間教育長
(委嘱状交付)

今川学校教育部長

ありがとうございました。それでは教育長よりご挨拶を申し上げます。

安間教育長

皆様 改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中お集りくださいます。誠にありがとうございます。今、委嘱状を渡させていただきました教育長の安間英潮でございます。どうぞ、これからよろしくお願いいたします。ただいま皆様方に委嘱状お渡しさせていただきました。皆様方には八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員にご就任をいただきました。本委員会ですが、平成29年4月1日に施行されました「いじめを許さないまち八王子条例」、これを受けましていじめ防止対策を実効的に行うために設置された委員会でございます。本年で7年目となります。委員の皆様方には、ご答申をいただいた八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針、これを策定していただき、また令和4年2月にはそれを改定するというそのような作業を行っていただきました。一方で、平成30年8月に発生しました市立中学校生徒の大変痛ましい事故につきまして教育委員会は本委員会に調査を依頼いたしまして第三者による調査を行っていただいたところでございます。令和元年の8月にその調査部会でまとめられた報告書を基にその提言を活かすかたちでこれまで教育委員会が取り組んでまいりました、いじめ防止対策を更に強化をしたところがございます。その後も本委員会の皆様方に第三者委員として調査をして頂いた重大案件、本市で

は今日まで 9 件ございました。そのどれもが真摯にご意見をいただきました。言うまでもないことですが、このいじめ防止対策推進法の主旨というのは誰を裁くとか、責任の所在を明らかにするとか、そういうことではなくて、どんな課題があって、どういう手立てをうてば予防ができるのかと、その知見を得るために定義も広く、いじめの定義も広くしているのはそういうためあって加害者がいて、被害者がいてどうのこうのという、そういう話ではなくて、どうしたら子ども達が楽しく暮らせるのか、そのことをするというのは本法の主旨だろうと私は理解しております。もし人間関係のことによって例えば 30 日以上休んだ場合には重大事態とするという事で八王子市では多分 9 件ももう重大事態が発生しているというのは他の自治体から比べると、多いんじゃないかなと思います。私はそれが主旨だというふうに思っておりますし、同時にその 9 件やっとなんていいますか事例が溜まってまいりました。そろそろまとめてその中から学校はどんな手が打てるのか、保護者にはどんなことを協力してもらうのか、地域でも何かできることがあるんじゃないか、そのような方策をもしくは知見をまとめる時期がきているのかなというふうに思っております。今、教育委員会事務局ではその作業に取りかかっているところでございます。総合対策としてそれをまとめてそしてそれを各学校の先生方、更には私はまだ詳細は決まっていますが、私は市民にも公開したいなというふうに思っています。それを共有して八王子市民全てが八王子の子ども達のために何ができるのかというのを考えてそのようなものがまとめればいいなというふうに思っているところでございます。委員の皆様方には本市のいじめ問題に対して様々なお立場からご議論いただきまして更なるいじめ防止対策にお力をお貸しいただけますようお願い申し上げます。皆さんよろしくお願いたします。

今川学校教育部長

ありがとうございました。教育長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

安間教育長

申し訳ございません。よろしくお願いたします。

今川学校教育部長

では次に委員の皆様をご紹介します。名簿順にご紹介をさせていただきます。鈴木聡委員です。内藤裕子委員は本日欠席となっております。大塚和樹委員です。岩垂喜貴委員は本日欠席となっております。次に太田敏弘委員です。高野久美子委員です。渡辺隆人委員です。牛尾浩委員です。後藤貴弓委員です。石渡ひかる委員です。小泉祐三委員です。内藤佳代子委員です。徳丸幸夫委員です。守屋和広委員です。

次に、事務局職員をご紹介します。西山指導担当部長です。大日向教育指導課長です。鴨狩統括指導主事です。狩野統括指導主事です。山崎指導主事です。藤原指導主事です。横

倉指導主事です。安藤主査です。金子主査です。長谷川主事です。以上になります。どうぞ、よろしく願いいたします。

では、次に委員会の委員長と副委員長の選出を行いたいと思います。八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第4条第2項では委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定めるとなっております。それでは、ご意見はございますでしょうか。

大塚委員

前年度まで東京学芸大学の松田恵示様に長年委員長をお勤め頂いたというご経験もありますので、同じく東京学芸大学の鈴木聡様に今年度委員長をお願いしたらと思いますがいかがでしょうか。

今川学校教育部長

ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にご意見がないようですので、鈴木委員に委員長をお願いしたいと思います。

続いて副委員長の選出をお願いいたします。ご意見はございますでしょうか。

守屋委員

この委員会の流れもよくご存じで、心理の専門家である高野先生にお願いできたらと思います。

今川学校教育部長

ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、高野委員に副委員長をお願いしたいと思います。

それでは、鈴木委員、高野委員どうぞよろしく願いいたします。では鈴木委員長よりまず恐れ入ります席の移動をお願いしてもよろしいでしょうか。

それでは、鈴木委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

鈴木委員長

どうぞよろしく願いいたします。東京学芸大学の副学長をしております鈴木聡と申します。この度委員長に選出いただきました。本当に力不足で委員の皆様もご不安かと思うんですけど、何とか頑張ってまいりたいというふうに思います。先程、教育長先生のお話を聞きしていてやはり課題が何か、それに対する手立てはどのように講じたらいいのかそして、予防はどうあるべきかそういったことを検討する会だということが非常によくわかりまして、私も私事ですが小学校の教諭を21年間務めておりました経験があります。いじめというのは本当に児童・生徒さんにとって非常に大きな課題、問題でもありますし、それを失くしていく、なかなか難しいことかもしれませんが、それは、教育においてとっても大きな重

要なことだというふうに認識しております。その予防とか、もしくは起きてしまった後の対応につきまして私も皆さんと力を合わせながら、お力添えいただきながら少しでもお子さんたちが健やかにそして安心して生活できるような一助となればと思っております。本当に力不足でございますが、皆様のご見識、そして専門知識をフルに発揮していただきながら共に頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今川学校教育部長

ありがとうございます。では次に高野副委員長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

高野副委員長

創価大学の高野でございます。この度は副委員長に選出していただきまして本当に微力ですけれども、力を尽くしてまいりたいと思っております。これまで2期、この委員を務めさせていただいて様々な経験をここでさせていただきました。大変勉強になりましたし、八王子市の子ども達のために何とか様々な、いじめに関しても様々な意見が交わされた中、本当に八王子市の子ども達のために皆様力を尽くしてらっしゃるなということを感じてまいりました。少しでもお役に立てるように頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

今川学校教育部長

ありがとうございました。鈴木委員長、高野副委員長どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行は鈴木委員長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

鈴木委員長

それではよろしく願いいたします。これより次第に沿って進行をさせていただきます。

まず、本日の案件についてです。次第8の(4)いじめ防止対策推進法第18条における調査については個人情報を含む案件のため非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。それでは、ご異議ないものと認めさせていただきます。それでは、議事を進行いたします。

はじめに(1)八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会について事務局より説明をお願いいたします。

大日向教育指導課長

それでは委員改選後初の委員会ですので、改めて本委員会について簡単ではありますがご説明いたします。

本市では、いじめ防止対策推進法の主旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめの対処のため基本的な事項を定めることより、子どもが安心して生活し、健やかに

成長することのできるいじめを許さないまちの推進を目的とした「いじめを許さないまち八王子条例」を平成 29 年 4 月に施行いたしました。本委員会は「いじめを許さないまち八王子条例」第 12 条に規定された教育委員会の附属機関であり、条例の施行を受け平成 29 年 5 月に設置、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則では、学識経験者、法律、医学、心理、福祉などの専門家、警察関係者、地域関係者、保護者代表、学校関係者などの 16 名以内をもって組織することとなっており、現在は 14 名の方に委嘱させていただいております。先程の教育長の挨拶にもありましたように本市は平成 29 年 10 月に「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」を策定しておりますが、策定にあたりいじめ防止に関する基本的な方針について本委員会に諮問をし、その答申を基に策定しております。本委員会は学期毎、年 3 回を定例としておりますが、急遽ご意見をいただきたい案件があった場合は臨時会を開会いたしますので、よろしく願いいたします。本委員会でご協議いただく、または報告させていただく事項といたしましては八王子市教育委員会のいじめ防止の取り組みについて、各団体のいじめ防止と取り組みについて、市立学校で発生したいじめ重大事態の対応などでございます。それぞれのお立場からご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上です。

鈴木委員長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、ご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。それでは、他によろしければ進行をしたいと思います。

それでは (2) の八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針について事務局から説明をお願いいたします。

狩野統括指導主事

それでは私の方から令和 4 年 2 月に改定いたしました八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針について説明をさせていただきます。資料 3 として入れさせていただいております。よろしくお願いいたします。本方針は平成 29 年 4 月に制定された「いじめを許さないまち八王子条例」に基づき平成 29 年 10 月に改定したものでございます。本方針の策定以来、学校と教育委員会は本方針に則っていじめへの対応を行ってまいりました。策定から 4 年が経過し、これまでのいじめへの対応における課題が明らかになってきたことからこれらの課題を解決するために本方針を令和 4 年 2 月に改定したものでございます。改定の方向性はいじめ防止対策推進法 28 条の第 1 項に基づく、いわゆる重大事態の調査についてより、詳細に記載することにあります。保護者から重大事態の申し立てがあった際の不十分な対応、重大事態を判断するプロセスや法 23 条調査である学校調査、28 条調査である重大事態調査の位置づけがそれぞれ不明確であったこと、さらに重大事態調査の実施前に被害児童生徒、及び保護者等に対する調査方針の説明、調査結果等の公表に関する

記載がございませんでした。それは、加害児童・生徒及び保護者にも同様のことが言えます。今回の基本的な方針の改定により、これらのような曖昧な部分を明確にし、学校、及び教育委員会がいじめに適切に対応できるようにしていくことができたと考えております。改定点は大きく次の5点です。スクールロイヤーの助言を踏まえ、記載内容について検討し、その結果、記載事項を変更してございます。1点目は28頁2重大事態発生時の報告についてでございます。ここでは、重大事態の判断の目安と教育委員会への報告について記載いたしました。また、法の定める学校は重大事態の発生を教育委員会へ報告するという規定が、基本的な方針で示されている電話での第一報を指すのか、文書での提出を指すのか明確ではありませんでした。そこで、教育委員会への第一報の目安としていた項目を学校が重大事態の発生を判断する目安として記載することにし、学校は重大事態の発生を電話で報告し、その後、文書で報告することを明記いたしました。2点目は36頁(4)被害児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明についてでございます。国の重大事態のガイドラインに記載されているとおり、重大事態調査の開始前に被害児童・生徒及び保護者への説明に関する項目を追加いたしました。3点目は36頁(4)被害児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明イ及び38頁ウ、加害児童・生徒他の児童・生徒等に対する調査結果の情報提供についてでございます。ここでは、加害児童・生徒、保護者への調査方針等の説明、調査結果の情報提供について明記いたしました。これは、いじめへの対応において加害児童・生徒への人権上の配慮が必要であることを明確にするためでございます。4点目は38頁、調査結果の公表、公表の方法等の確認についてでございます。旧版の基本的な方針では公表についての記載がありませんでした。国の重大事態のガイドラインの記載を踏まえ、重大事態調査の結果の公表について追加をいたしました。5点目は、40頁(1)再調査についてでございます。ここでは、市長による再調査について、再調査を行う必要があると考える場合を追加いたしました。これは、保護者からの申し立てがあった場合、どのような場合に再調査を行う必要があるのかを明記するためでございます。その他、学校いじめ対策委員会や、インターネットを通じたいじめについても記載を追加しています。また、中学生サミットについても児童会、生徒会による取組と広く表現をいたしました。市立学校全児童を含めて議論したり、意見交換をしたりする取組を展開できるようにしました。結果といたしまして、全市立学校、全児童生徒が取り組むはちおうじっ子サミットと改め、今年度は7月25日に第2回を実施する運びとなっております。私からの説明は以上でございます。

鈴木委員長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、ご意見がありましたらお願いいたします。ご意見等よろしいでしょうか。他にはよろしいでしょうか。ないようでしたら進行いたします。続きまして(3)八王子市教育委員会いじめ総合対策について、こちらも事務局から説明をお願いします。

藤原指導主事

A3 判資料 4 を御覧ください。

本資料は、全ての市立学校がいじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応等ができるようにするために、令和 3 年度にまとめたものです。作成に当たっては、これまでの重大事態の報告書に示された、再発防止に向けた提言等を基にしております。各学校が八王子市がいじめ総合対策の全体を踏まえて、いじめ対応を行えるようにするために、学校いじめ対策委員会を中心とした全体像としてまとめました。

各学校で法に則った実効性のある学校いじめ対策委員会を実施するために、学校いじめ対策委員会を独立した会議として位置付けています。週 1 回の定期開催を基本とする方針、議事録の作成と保存の徹底など、学校いじめ対策委員会の在り方を含め、取組内容を示しています。

令和 5 年度版では、学校が学校だけでは解決の難しいいじめ問題について、どのような関係性の中で、いじめ対応を行っていくことができるのかということについて、まとめています。具体的には、学校いじめ対策委員会を支援する役割である学校サポートチームや、各学校の学校いじめ対策委員会コーディネーターなど、関係機関との連携をよりわかりやすくまとめました。

この資料は、今後も引き続き、変更した内容を盛り込んで、年度当初に各学校に示します。各学校では、本総合対策を基として、いじめの未然防止や早期発見に関わる日常的な取組を実施するなど、児童・生徒が関わるいじめ防止に関する取組が行われています。資料 1 の左下のフェーズ 1 で示しているいじめの未然防止の取組として、令和 5 年 7 月 25 日（火）に「はちおうじっ子サミット」を実施します。この取組は、児童・生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論したり意見交換をしたりすることを目的としています。当日は、各市立中学校・義務教育学校後期課程から代表生徒 1 名、各小中一貫教育グループから代表児童 1 名が参加し、「いじめのない学校生活を実現できるようにするために、どのようなことを意識すればよいのだろうか。」について議論します。サミット終了後は、決まったことを基に、各小中一貫教育グループでいじめ防止に関わる取組を考え、実行していくこととなります。

令和 4 年度は、3 月 3 日に地元のプロバスケットボールチームである東京八王子ビートルズが主催した、ピンクシャツデーに市立中学校及び義務教育学校の児童・生徒が参加し、いじめ防止について考える機会をもちました。令和 5 年度も 2 月に開催されるピンクシャツデーへの参加を予定しており、各小中一貫教育グループで実施したいじめ防止に関わる取組を発表する予定です。

続いて、資料 5 を御覧ください。

本資料は、いじめが発生した場合の対応について、学校が迅速に対応できるよう本市のスクールロイヤーからの助言を踏まえ作成しました。いじめ対応のフェーズごとに具体的な対応を示しております。こちらの資料は、学校向けの内部資料として取り扱っておりますの

で、ご留意くださいますよう、お願いします。

また、資料 6 のような保護者向けリーフレットを作成し、学校、家庭、地域が連携して、いじめ対応に取り組めるよう、保護者の方にもいじめの防止等の対応について周知しております。私からの説明は以上になります。

鈴木委員長

どうもありがとうございます。それでは、ただ今の説明についてご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。お願いいたします。

高野副委員長

いくつか質問をさせていただきたいと思うんですが、資料 4 の学校いじめ対策委員会、こうした委員会を定期的に関くというのはとても大切なことだと思います。ただ、先生方がお忙しい中定期開催で週 1 回確実に開くということに対して教員の方々かなりご負担かなと思うんですけれども、そういったことについては各学校の先生方に様々学校の事情において工夫していただくということでしょうか。あともう一つは学校いじめ対策委員会コーディネーターというのがあるんですけど、このコーディネーターはどのような方が指名されるのか、また、特別支援教育コーディネーターという方が学校にはいらっしゃいますけれども、それとはまた別に指名されてどのような役割を担うのか教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

藤原指導主事

ご質問ありがとうございます。まず、1 点目の学校いじめ対策委員会の定期開催につきましては全校学校の時間割のほうを 28 コマにさせていただきます、通常 29 コマある中の 1 コマをこのいじめ対応の時間として設定しております。その限られた時間の中で教職員がいじめの事案の共有であったりですとか、対応について検討するという流れになっております。2 点目の学校いじめ対策委員会コーディネーターにつきましては校長が指名するものです。生活指導主任の先生方がこちらの役割を担っているケースが多いかと思ひます。こちらにつきましては、この学校いじめ対策委員会の核となる教員というかたちで学校の方で指定をしていただきまして、この先生を中心にいじめ対応であったり、事案の把握というところに努めていただくようになっております。既にこちらのコーディネーターを対象とした研修等も行っておりまして本市のいじめ総合対策につきましてもそこでご説明をさせていただいているところとなります。以上です。

高野副委員長

ありがとうございます。それで 28 コマにして 1 コマをそちらに充てるということがよくわかりました。この中にスクールカウンセラー等の専門家をメンバーとした構成というふ

うに記載されておりますが、スクールカウンセラーは週 1 回の勤務になっていきますけれども、その週 1 回の勤務日にあわせて設定ということが基本と考えてよろしいでしょうか。

藤原指導主事

はい。多くの学校ではそのようなかたちで開催の曜日を設定していただいている学校もございますし、どうしても日程等が合わない場合につきましてははじめ対策委員会が出た情報についてスクールカウンセラーの勤務日に情報共有というかたちでやっている学校もございます。

高野副委員長

ありがとうございます。そして委員会にスクールカウンセラーが委員として位置づけられるという大変有難いことだというふうに思います。学校の先生方と協働していくためにもきちんと情報交換の場が確保されているということ、それからスクールカウンセラーの知見を何らかのかたちで学校の先生方にもご提供できるということで大変有難いことだというふうに思いました。ありがとうございます。

鈴木委員長

ありがとうございます。高野副委員長どうもありがとうございました。他にご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、ご意見がありましたらお願いいたします。お願いいたします。

内藤委員

保護者の立場として先生方が週に 1 回これだけ大事な時間を使って話し合っている内容を、差し支えない範囲で構わないんですが、やっぱり知りたいと思うんです。こういうかなり微妙な話が多い中で知りたいというのはわがままであるんですが、子どもを通わせる親として先生方がどういう内容を話し合っているのかっていうのを伝えていただくことって、会としてございますでしょうか。

鈴木委員長

いかがでしょうか。

藤原指導主事

事案につきまして保護者の方に周知するということは現時点で難しい所がございますが、学校の方でも学校のいじめ基本方針ですとか、いじめ対応について保護者向けの啓発資料というところはホームページの方に掲載する等で周知をさせていただいておりますので、そういったかたちでいじめに関して学校だけでなく、保護者、地域の方にもご理解いただき

ながら対応できるよう進めていきたいと考えております。

内藤委員

ありがとうございます。

鈴木委員長

内藤委員よろしいでしょうか。ご質問ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

徳丸委員

学校のいじめ対策委員会の内容についてです。いじめと認知した場合は、認知の段階で報告入力等で速やかに教育委員会へ報告することになっております。

鈴木委員長

どうもありがとうございます。他にはいかがでしょうか。では、ご質問ご意見よろしいでしょうか。

それでは、以上で公開の案件は終わりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これからは非公開となります。